平成２７年（フ）第４９号
山梨県甲府市大手２丁目３番２号
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤祐次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３号
岡山県赤磐市桜が丘西１丁目19番２号
債務者　國塩　才美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　曜生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８号
岡山県玉野市渋川３丁目12番21号メゾン渋川102、住民票上の住所岡山県玉野市渋川３丁目12番21号
債務者　山本　洋子（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０号
福岡県久留米市梅満町925番地１　レオパレスＲＸ久留米109号、前住所福岡県八女郡広川町大字吉常466番地１
債務者　荻野　隆文
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６５号
佐賀市大財北町６番17号
債務者　鶴　　孝勇
1　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　祐誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７４号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田2881－１　パディビレッジ鶴田Ｂ号棟101号室、住民票上の住所北九州市小倉南区上吉田６丁目６番12号
債務者　正木　清吏
1　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　隈　　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８１号
佐賀市久保田町大字新田3827番地３
債務者　南川　利浩
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　隆徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５２号
大阪府東大阪市善根寺町２丁目２番５号
債務者　こな茶こと　北川　隆文
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若三　洋平
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５１号
島根県仁多郡奥出雲町三成1667番地８　滝の上第二定住住宅２－ＲＦ－８号
債務者　三宅　勇太
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８２号
函館市富岡町２丁目63番12号
債務者　山本　政廣
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４３５号
大阪府守口市寺方錦通１丁目11番11―208号
債務者　錦城威**吉**こと　金　　威**吉**
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３６号
大阪府守口市寺方錦通１丁目11番11―208号
債務者　金沢勝美こと　金　　勝美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５５号
大阪府東大阪市衣摺２－８－７、住民票上の住所・事業所所在地大阪府東大阪市御厨中１丁目８番21号
債務者　さくら空調こと　小櫻元一郎
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６０号
大阪市平野区瓜破東２丁目７番58号
債務者　濵口　清隆
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８９号
大阪府高槻市柱本新町12番Ａ15―203号
債務者　吉岡　　勇
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５９５号
大阪府枚方市香里ヶ丘１丁目21番地の１　Ｅ16―304
債務者　堀合　　博
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５９６号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目21番地の１　Ｅ16―304
債務者　堀合眞由美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部